

大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

1 開催日時

平成29年7月19日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

3 テーマ

職員の採用広報について

4 出席委員（委員別，50音順）

(1) 地方裁判所委員

伊藤真由美（家裁委員兼務），今泉愛，岡村邦彦，草場淳（家裁委員兼務），後藤素子，関根剛，高倉セツ子，牧真理子，三浦透（家裁委員兼務），山本保慶（家裁委員兼務）

(2) 家庭裁判所委員

首藤由美子，住田環，田中利武，西貴之，三島聖子

5 議事内容

(1) 委員長の選任及び委員長代理の指名等

地方裁判所委員会委員長及び家庭裁判所委員会委員長に三浦委員が選任され，地方裁判所委員会委員長代理として今泉委員が，家庭裁判所委員会委員長代理として三島委員がそれぞれ指名された。

(2) テーマについての説明

(3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），

●：裁判所）

◇ ロースクールを卒業してから裁判所へ入所した人員はどの位いるか。

● 正確なデータは把握していないが，実際に大分の裁判所にもロースクール卒業者がいる。

◆ 法律試験科目の概要を聞きたい。

- (平成29年度裁判所採用案内14ページ部分を説明)
- ◆ 憲法、民法以外の法律や訴訟法を勉強していなくても受験は可能か。
- 総合職試験(裁判所事務官)では、一次試験では憲法、民法の他、刑法又は経済理論を選択し、二次試験では、憲法、民法、刑法及び民事訴訟法又は刑事訴訟法を受験することになる。一般職試験(裁判所事務官・大卒程度区分)では、訴訟法は試験科目になく、憲法及び民法は必須科目ではあるが、刑法又は経済理論を選択することができるようになっている。
- ◇ 法学部以外の学部、例えば経済学部の学生でも総合職試験を受験する者は多くいるのか。
- 法学部以外の学部の受験者も多くいる。
- ◆ 大学のほかに、専門学校にも行って受験した者の割合は、どの位いるのか。
- 正確なデータは把握していないが、最近の大分での採用者では、大学在学中の者(いわゆる「ダブルスクール」)を含め、ほぼ全員が公務員専門学校に行っている状況である。
- 裁判所の採用広報を聞かれて、各委員の職場と比べた感想や、ご意見等をお聞きしたい。
- ◇ 採用案内パンフレットは、分かりやすく、女性も働きやすい職場だとアピールされていると思う。裁判所職員の男女の割合は、どのようになっているか。
- 平成27年度のデータによると、男性6割、女性4割となっている。また、平成23年度から平成27年度の採用状況をみると女性の割合が50パーセントを超える状況となっている。
- ◇ 大分県庁の募集案内は、若者をターゲットにし、楽しく目を引くようなパンフレットを製作している。裁判所では、採用広報担当を決めてノウハウを蓄積しているとのことであるが、大分県庁では人事課の職員ではなく、年齢の若い52人の職員を大分県庁ナビゲーターとして、採用関係や仕事内容

を説明し、受験者から身近に感じてもらうようにしている。

- 受験を希望している者にナビゲーターを紹介し、さらに相談等したい時には、同じナビゲーターが対応しているということか。
- ◇ 受験希望者から人事課に対し、相談等をしてもらう職員を紹介してほしい旨の連絡があった場合に、ナビゲーターを紹介し、その後は同じナビゲーターが対応している。
- 裁判所の採用広報担当者との違いはあるか。
- 裁判所では、ナビゲーターのような仕組みはなく、説明会や見学会の際に担当者が説明し、質問に答える形式となっている。
- ◇ 裁判所事務官については、今までターゲットとする受験者は、法学部出身が多かったように思われるが、経済学部出身者にも多く受験してもらうためには、経済学部出身者対応のパンフレットを作成してはどうか。また、家庭裁判所調査官補については、受験者が他の法務教官採用試験等と重なると思われるが、採用者数が裁判所の方が多いため、受験者も試験を受けようと思うのではないか。

パンフレットのみを工夫してもなかなか受験者が集まらないと思われるので、講師として大学へ足を運んだり、臨床心理士会などに行き、個人的な繋がりを利用することも有用であると思われる。また、説明会等を行う場合に、大学に出身卒業生の職員を派遣することにより、学生へのインパクトが大きくなると思われるし、大学や学生との繋がりもできていくのではないかと思う。

受験者数が減少しているということであるが、方向性や意欲に関しては、家庭裁判所調査官をやりたいと思う人が残っていると考えられるので、受験者数が減少したからといって、質的に低下しているかといえば、そうではないのではないかと思うし、必ずしも受験者数が増えたからといって、質的に上がるかということ、そういうものでもないと思う。

- 裁判所では、職員を出身大学へ講師として派遣等を行っているか。
- 大分大学への説明会には、採用してから間もない職員を派遣しており、職員を身近に感じることもあり質問等も多く出たので、効果があると感じている。
- 家庭裁判所調査官補の採用については、裁判所はどのような広報を行っているか。
- 大分でも家庭裁判所調査官補試験を多く受験してもらいたいことから、大分大学及び別府大学で採用広報を行っている。その方法として、2段階に分けて行っており、第1段階として、2、3年生の講義の中で、心理学分野の職員や、社会学分野の職員が裁判所でどのように活躍しているか説明している。第2段階として、自由参加の裁判所見学を行い、実際の模擬ケースを体験するオープンセミナーを開催し受験志望につながるように工夫している。
- ◇ 大分大学経済学部からは、過去10年間で1人裁判所事務官として採用されている。平成25年に関東地方の裁判所に配属されているが、それ以外にも試験に合格した学生はいたが、裁判所の採用通知時期が遅いことから、先に採用通知が来た自治体へ就職したという学生もいた。

公務員を目指す学生には、裁判所の採用試験も目に留っているようだが、法律学の勉強を自分でしなければならないことから、敬遠する学生もいる。

私としては、学生と裁判所との関わり合いを積極的に作り、裁判所への就職を希望する学生を多く作っていきたいと思っている。
- ◇ 裁判所採用案内のパンフレットは、分かりやすく大変良くできていると思うが、職員紹介プロフィールの中に採用年度は書かれているが、出身の大学名や学部が書かれていないのはなぜかと思う。
- 裁判所の職員は、法学部出身でない者も多くいるので、それが分かるようにすることも必要と思われる。
- ◇ 裁判所採用案内パンフレットに理学部出身の職員もいると書かれているが、

裁判所は専門外の分野と思うが、理学部の勉強が考慮されることがあるのか。

- 裁判所の事務は、理学部で学んだこととは違うが、大学で学んだ物事の考え方等は事務処理に活かすことができると思われる。
- ◆ 裁判所採用案内パンフレットは、文字数が多いと感じるが、他の委員の感想はどうか。
- ◇ パンフレットの文字数が多いと思うが、この位の方が社会的には裁判所らしいのではないか。
- ◇ はっきり言って文字数が多いので、今の学生は読まないと思う。今の学生は、ネットでしか調べないので、当社では採用の応募もネットで行っている。
今の学生は、ワークライフバランス等の働く環境を重視しているので、福利厚生面をもっと前面に押し出したらよいのではないかと思う。
裁判所は、クローズした職場だと思うので、募集と採用の数を見るかぎり、応募者が減ったことをそんなに気にすることはないと思う。逆に今までが多かったのではないか。
テレビドラマ等で、刑事物や裁判等を取り扱ったものが多いので、イメージアップは十分できているのではないかと思う。民間企業として思うに、採用の広報をそんなに頑張る必要はないのではないかと感じる。
- 裁判所では、どのような仕事をしていて、どのようなやりがいがあるのかを伝えていかないと学生に分かってもらえないと思うが、認知度をアップさせるため他の職場ではどのように伝えているか。
- ◇ 採用説明会は、裁判所で行っているのか、又は出向いて行っているのか。
- 裁判所に来てもらう場合や、大学等に出向いて講義をさせてもらう中で説明する場合もある。
- ◇ 最近は、大学まで来て採用説明会を行う企業が多いことから、それも一つの方法でないかと思う。
- ◇ 採用案内パンフレットにある「ともに踏みだそう!司法の未来へ」のキャ

ッチフレーズは、硬いので浸透しにくいと思う。誰もが裁判所の仕事ができるようなキャッチフレーズを作ってみてはどうか。

- ◆ 民事訴訟法や刑事訴訟法の問題が出るとなると、法学部法律学科を出ていないと、二の足を踏む若者がいるのではないか。

昨年度の採用に関わったが、裁判所を受験した者が検察庁を受験することはあまりなかった。大分県や市役所を受験した者が多かったことから、地元志向が強いと思われる。採用案内パンフレットでは、採用地がどこになるかわからないので、採用説明会等での説明が必要と思う。

- ◇ 全国を異動する総合職，家庭裁判所調査官補以外の職種であると，異動が少ない市役所や大分県庁を受験する学生が多いと思われるので，そういった学生にどう関心を持たせるかが難しいと思う。

□ 確かに，異動関係については，関心の高いところと思われる。

- 採用案内パンフレットのQ&Aには，一般職については，採用された都道府県内での異動が一般的と記載している。

◇ 大分地裁ではインターンシップは行っていないのか。

- 今のところ大分地裁では実施する予定はないが，最高裁や大都市圏では総合職を対象として実施している。

◇ 大分市役所でもインターンシップを行っているが，身近に感じて受験してみようと思う人が多いと思うので，高校生や低年齢層の見学会を行うことも採用広報の方法ではないかと思う。

◇ 大分県庁では，5日間のインターンシップを行っているが，実際にやっている仕事や会議の準備に従事してもらい，日常の業務を知ってもらうために行っている。

□ 他の会社でも，インターンシップは多くなっているか。

◇ 学生は，インターンシップの希望が多いようである。

- 今後，裁判所で試験合格者を対象にした説明会を計画するが，日常業務を

体験してもらう上で、学生に注意してもらう事があるか。

◇ 個人情報の取扱いは重要なので、そのような業務には学生は関与させていない。

◇ 大分市役所でも、4～5日間で日常の業務を体験してもらうインターンシップを実施するが、各部署の職員が注意して業務をするところは、同じように学生にも注意してもらうようにしている。

□ 本日はいろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございました。

6 次回期日等について

(1) 日時

平成30年1月24日（水）午後3時から

(2) テーマ

裁判所における障害を理由とする差別解消の推進について

(3) 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室